

過疎地域を対象とした金融措置

【詳細版】

条番号	項目名	金融機関等名 (所管省庁)	制度名	対象地域(※)	制度概要	省令	直近3カ年度の過疎地域への 融資実績
第26条	株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け	日本政策金融公庫 (農林水産省)	振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村又は過疎地域	都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて農林漁業者等が行う事業を対象に、資金の貸付けを行う。(創設:昭和45年度) (1)農業関係 果樹、花木等の新植、搾乳牛・繁殖用豚等の購入、農産物処理加工施設の改良や造成又は取得等 (2)林業関係 樹苗の生産、林産物の処理加工に必要な機械・施設の改良や造成又は取得等 (3)漁業関係 漁船、養殖施設の造成又は取得等 (4)その他 ①(1)～(3)の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得 ②農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得 【貸付対象者】 農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等 【貸付利率】(平成30年5月現在) 補助事業:0.45% 非補助事業:0.30% 【償還期限】 25年以内(据置期間8年以内)	「過疎地域自立促進特別措置法第二十六条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令」(平成12年農林水産省令第47号)	H26:14百万円(2件) H27:なし H28:なし (参考:年間予算額(H28)) 300百万円(過疎・山村の 区別なし)
第26条	株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け	沖縄振興開発金融公庫 (内閣府)	過疎地域経営改善資金	沖縄県内の過疎地域	【貸付対象者】 農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等 【貸付利率】(平成30年5月現在) 補助事業:0.45% 非補助事業:0.30% 【償還期限】 25年以内(据置期間8年以内)	「過疎地域自立促進特別措置法第二十六条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令」(平成12年農林水産省令第47号)	実績なし (参考:年間予算額(H28)) 農林漁業資金(6,000百万円) の内数
第27条 第1項	中小企業に対する資金の確保	(廃止:中小企業金融公庫)	【平成16年度末廃止】 地域雇用促進資金 (過疎地域経営改善計画関連)	過疎地域	都道府県知事の認定を受けた経営改善計画に基づいて過疎地域で設備投資を行う中小企業者が、次のいずれの要件にも該当する新たな事業を行うために必要となる設備資金及び長期運転資金について、中小企業金融公庫が貸付けを行う。(創設(前身の制度):昭和62年度) ①用地費を除く投資額が1,900万円を超える設備投資を伴うもの。 ②国立試験研究機関、公設試験研究機関等から、技術・ノウハウ等の面で新規性を有する旨の確認を得たもの。 【貸付対象者】 中小企業者 【貸付利率】(廃止当時) 1.15% 【償還期限】 設備資金:15年以内(据置期間2年以内) 運転資金:5年以内(据置期間1年以内)	「過疎地域自立促進特別措置法第二十七条第一項の経営改善のための計画に関する省令」(平成12年通商産業省令第60号)	-
第27条 第2項	中小企業に対する資金の確保	(廃止:中小企業金融公庫)	【平成14年度末廃止】 地域振興対策貸付	過疎地域、広域過疎地域、半島、離島、振興山村、特別豪雪地帯	都道府県又は市町村の事業計画に沿って経営の合理化・近代化を図る中小企業者に対し、都道府県の定めるところにより、民間金融機関が設備資金及び運転資金を貸し付ける。(創設:昭和55年度) (国と都道府県が協調して、信用保証協会を経由して金融機関に資金を預託することにより、金融機関を通じて地域の中小企業者に長期・低利の融資を行い、経営の安定を図る制度(中小企業体質強化資金助成制度)の一部) 【貸付対象者】 中小企業者 【貸付利率】(廃止当時) 2.3%±1.0%の範囲内で都道府県が定める 【償還期限】 設備資金5～7年(据置期間6箇月～1年6箇月) 運転資金3～5年(据置期間3箇月～1年)	-	-
第28条	沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け	沖縄振興開発金融公庫 (内閣府)	住宅資金(個人住宅資金)	沖縄県内の過疎地域	過疎地域自立促進市町村計画に基づき、集落整備のため過疎地域の住民が移転し住宅を建設する場合に、住宅の新築及び土地の取得に対して、償還期限の特例を設けて貸し付けを行う。 (創設:昭和55年度) 【貸付対象者】 個人 【貸付利率】(平成30年5月現在) 0.97%(親族の居住の用に供する場合は1.52%) 【償還期限】 35年以内 特例として、3年以内の償還期間延長及び据置期間を設けることが可能となる。 (特例で償還期限は38年以内に延長)	-	実績なし (参考:年間予算額(H28)) 住宅資金(9,000百万円) の内数

※対象地域は、各条件不利地域振興法の規定により指定された地域をいう。

ただし、「広域過疎地域」は、過疎市町村を含む割合(市町村数の割合)が30%以上の従来の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村、過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう。

※※平成20年10月に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、日本政策金融公庫に統合。

過疎地域を対象とした金融措置

【詳細版】

条番号	項目名	金融機関等名	制度名	対象地域(※)	制度概要	省令	直近3カ年度の過疎地域への融資実績
第13条	資金の確保等	日本政策金融公庫 (国土交通省)	企業活力強化貸付 (地域活性化・雇用促進資金 (過疎地域関連))	過疎地域、広域過疎地域、半島、離島、奄美群島、小笠原諸島、振興山村、特別豪雪地帯	<p>条件不利地域における中小企業者で、3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得(改造、更新を含む)する者に対し、必要な設備資金及び長期運転資金を貸し付ける。(創設:昭和62年度)</p> <p>【貸付対象者】 中小企業者</p> <p>【貸付利率(貸付期間5年以内の場合)】(平成30.5月現在) ※一定の条件(対象地域等)により特別利率が適用される。 基準利率:1.16% 特別利率①:0.76% 特別利率②:0.51% 特別利率③:0.30%</p> <p>【償還期限】 設備資金:20年以内(据置期間2年以内) 運転資金:7年以内(据置期間2年以内)</p>	-	<p>H26:12,650百万円(116件)</p> <p>H27:8,490百万円(102件)</p> <p>H28:15,262百万円(162件)</p> <p>※広域過疎地域の実績を除く</p> <p>(参考:年間予算額(H28)) 中小事業本部予算 (約2,000,000百万円)の内数</p>
第13条	資金の確保等	(一財)地域総合整備財団 (総務省)	地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)	<p>限定なし (ただし、過疎地域、離島、特別豪雪地帯については、他の市町村と比較して、融資比率及び融資限度額が引き上げられる。)</p>	<p>地方公共団体が、地域総合整備財団の支援を得て、法人格を有する民間事業者に対し、設備の取得等に係る費用を無利子で貸し付ける。(創設:平成元年度)</p> <p>貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件を全て満たすもの。</p> <p>① 新規雇用者が1人以上増加すること。 ② 用地取得費を除く設備投資総額が1,000万円以上であること。 ③ 用地取得等の契約後5年以内に事業供用を開始すること。 ④ 対象事業が、公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されること。</p> <p>【貸付対象者】 第三セクターを含む民間事業者</p> <p>【貸付利率】 無利子(別途、民間金融機関の連帯保証料は必要)</p> <p>【償還期限】 5年以上15年以内(据置期間5年以内)</p> <p>【融資比率】 過疎地域等:貸付対象費用から補助金を控除した額の45%以内 通常の地域:貸付対象費用から補助金を控除した額の35%以内 (ふるさと融資を利用するにあたっては、民間金融機関等から借入を行うことが前提となっている。)</p> <p>【融資限度額】 過疎地域等: 都道府県・指定都市からの融資1件あたり54億円(その他市町村からの融資1件あたり13.5億円) 通常の地域: 都道府県・指定都市からの融資1件あたり42億円(その他市町村からの融資1件あたり10.5億円)</p>	-	<p>H26:4,885百万円(15件)</p> <p>H27:9,981百万円(20件)</p> <p>H28:10,206百万円(19件)</p> <p>(参考:年間予算額(H28)) 地方債計画の一般単独事業の一般(約436,200百万円)の内数</p>

※対象地域は、各条件不利地域振興法の規定により指定された地域をいう。

ただし、「広域過疎地域」は、過疎市町村を含む割合(市町村数の割合)が30%以上の従来の広域市町村圏に含まれる非過疎市町村、過疎市町村に隣接する非過疎市町村をいう。

※※平成20年10月に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、日本政策金融公庫に統合。